

介護支援専門員登録申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

介護支援専門員の登録を受けたいので、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の7の規定により、関係書類を添えて申請します。

|                   |            |                         |  |
|-------------------|------------|-------------------------|--|
| ふりがな              |            |                         |  |
| 氏名                |            |                         |  |
| 旧姓使用の有無           | 1 有<br>2 無 | ふりがな<br>旧姓<br>※使用する場合のみ |  |
| 住所                | 〒          |                         |  |
| 生年月日              | 年 月 日      |                         |  |
| 介護支援専門員実務研修の修了年月日 | 年 月 日      |                         |  |

- 注1 介護支援専門員実務研修修了証明書の写しを添付してください。
- 2 住民票又は本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証及びパスポート 等）の写しを添付してください。
- 3 「住所」欄には、住民票に記載されている住所を記入してください。
- 4 裏面の誓約書にも記載してください。
- 5 旧姓を使用する場合、つぎのとおり介護支援専門員証に旧姓が併記されます。  
(例) 徳島 花子 (旧姓: 香川)

(裏面)

介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠格事由に関する誓約書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

私は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2第1項各号に掲げる欠格事由に係る事実の有無については、次のとおりであることを誓約します。

※各事項について、「該当する」、「該当しない」のいずれかに○をしてください。

- |                                                                                                                                                                                             |              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行う<br>ことができない者                                                                                                                                                      | (該当する・該当しない) |
| 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行<br>を受けることがなくなるまでの者                                                                                                                                              | (該当する・該当しない) |
| 3 介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定<br>める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を<br>終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者                                                                                                          | (該当する・該当しない) |
| 4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又<br>は著しく不当な行為をした者                                                                                                                                                 | (該当する・該当しない) |
| 5 法第69条の38第3項の規定による介護支援専門員<br>としての業務禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法<br>第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、<br>まだその期間が経過しない者                                                                                       | (該当する・該当しない) |
| 6 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、<br>その処分の日から起算して5年を経過しない者                                                                                                                                       | (該当する・該当しない) |
| 7 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る<br>行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定によ<br>る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしない<br>ことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（<br>登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）で<br>あって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過<br>しないもの | (該当する・該当しない) |